

## 一般財団法人能楽堂嘉祥閣会員及び会費に関する規則

### (目的)

第1条 本規則は一般財団法人能楽堂嘉祥閣の定款第2章第4条に掲げる事業を安定して継続する為、会員制度を設け、またこれに伴う会費に関する必要な事項を定める。

### (会員)

第2条 一般財団法人能楽堂嘉祥閣定款第2章第3条に定める事業目的に賛同し、代表理事が入会を適当と認めたる者を会員とする。

第3条 会員は、個人会員、団体会員、嘉祥閣維持会員の三種類とする。

### (入会及び退会手続)

第4条 会員となる為には、入会申込書を当法人に提出し、代表理事の承認を得ることを要する。

第5条 会員は、別に定める様式により退会等の届出をする事により、いつでも退会することができる。

### (会費)

第6条 会費は次の3種とする。

個人会員	年額10万円
団体会員	年額10万円
嘉祥閣維持会員	1口 5千円

第7条 1、会費の納入は、代表理事の請求に基き指定した期日.までに納入するものとする。

2、会費は申し出でにより分割して納入することができる。

第8条 既納の会費は、一切返還しない。

### (改廃)

第9条 本規則の改廃、変更は理事会にて決議し評議員会の承認を経て行う。

## 附則

本規則は、一般財団法人への移行登記の日から施行する。

一般財団法人 能楽堂嘉祥閣

代表理事 井上 周 久

業務執行理事 浦 部 好 弘

同 福 地 純 一 郎

理 事 福 井 四 郎

同 宮 田 宏 之

同 橋 本 雅 夫

同 奥 井 好 昭

同 後 藤 房 夫

同 浅 川 行 雄